



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イスラエル史における王権の確立とその特質
Author(s)	宇野, 光雄
Citation	北海道大學文學部紀要, 12, 83-105
Issue Date	1964-03-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33279
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_P83-105.pdf



イスラエル史における王権の確立とその特質

宇
野
光
雄

イスラエル史における 王権の確立とその特質

宇野 光雄

一二部族の宗教連合として、パレスティナにおいてはじめて統一ある共同体を形成したイスラエルは、その後ほぼ二世紀におよぶ士師時代を経て王国を創始することになった。

王国の創始は、サウル王の即位をもつてはじまり、ダビデ、ソロモンの時代を通して、比較的短期間のうちに確乎とした基盤を獲得した。しかし、この王国創始は、イスラエル宗教連合の内的発展の結果としてあらわれたものでなかつた。むしろ宗教連合と王国とは、本来全く質を異にする存在であつたと言える。筆者は、すでに「イスラエル宗教連合」の小論において、この連合の特質に言及したのであるが、この連合は、独自の体験にもとづいて、神ヤハウェとイスラエル一二部族との契約締結によつて成立したもので、決して政治的統一体ではなかつた。連合神ヤハウェのみを己が神として崇拜すること、その限りこの神は、この民のみを己が民として、この民とともに万難を排して進むということが、契約の内容であつた。従つて、連合の真の指導者は神ヤハウェであり、連合の真の守護者もヤハウェの外に考えられなかつた。連合は、各部族を統治する政

治機構、また連合それ自体に属するいかなる軍事機構も持たず、唯一の中央官職であつた士師も政治職でなく、あくまでもこの神との契約締結から生じたイスラエル人の遵守すべき神の律法に携わるものであつた。また連合の構成要素である各部族はヤハウェに対する礼拝奉仕、神の律法の遵守に対する責務の外は独立自存の生活を行ないむしろ相互に閉鎖的であり、外敵に対し、部族領域の拡張に際して、各々独自の判断にもとづいて自主的に行動したと言える。従つて、何等の政治的要素をもたない宗教連合の形態から専制的君主によつて支配される王国への道は、その内的発展の結果おのずから行きつく道程ではなく、イスラエル人にとつて、エジプトの例が代表するような賦役国家が嫌悪すべきものであつたように、連合と王国とは相互に相いれざる存在形態であつたと言える。

本稿は、この点に注目しつつ、イスラエル史における王国創始から王権確立に至る道を検討することによつて、王国の特質を明らかにしようとするものである。

(一) The Westminster Historical Atlas to the Bible, Edited by G. E. Wright, F. V. Filson, W. F. Albright, 1954, P. 15. など、この年表によらず、士師時代は、Ca. 1200—1020 B. C. である。

(二) Cf. Albrecht Alt: Kleine Schriften zur Geschichte Volkes Israel, II, 1959, S. 11.

(三) 北海道大学文学部紀要8、三七頁以下。

(四) イスラエル人は、王国の制度を知らなかつたわけではなかつた。二世紀にわたるカナン人の小都市国家群との接触、角逐は、王国の機構、制度に関して多くのことをイスラエル人に熟知せしめ、また、武装費自己負担の原則にもとづいて召集された己が兵力と比較して、合理的な軍事制度のもたらす兵

イスラエル史における王権の確立とその特質 宇野

力の強さも十分知っていたと考えられる。従つて、王国創始への動きも、シケムのアビメレク（士師記九章）の例が示すように、士師時代にも皆無でなかつた。しかし、こうした動きは、ギデオン（士師記八章）の例が示すように、イスラエルを治めるのはヤハウェのみであり、神のみがイスラエルの困窮を救い得るといふ確信によつて退けられたのである。

二

さて、上述のように、連合神ヤハウェに対する礼拝を中心として、そのみによつて結合していたイスラエル人―それ以外では、各部族ごとに独立自存の閉鎖的生活を行なつていたイスラエル人―をして王国創始へと促したものを、われわれは、サムエル記の歴史伝承から明らかに読みとることが出来るように思われる。即ち、それは、ペリシテ人のイスラエル人に加えた圧迫であつた。

パレステイナ中央山岳地帯の制覇をめざすペリシテ人との二度の決戦に、イスラエル人は、徹底的敗北を喫した。（I Sam. 4）特に、二度目の戦場で、戦場に運ばれた「聖なる箱―神の玉坐―」が奪われ、連合の中心聖所であつたシロの神殿も破壊された。（cf. Jer. 7: 12, 14, 26: 6, 9）イスラエル人―特に、エフライム、ベニヤミン部族の領域の人々―は、ペリシテ人の圧制下に苦しまねばならなかつた。（cf. I Sam. 13: 19—21）

このペリシテ人の軛から解放されるということ、これが当時のイスラエル人の切実な願望であつたと言ふことが出来る。この切実な願望が、一つの機縁が与えられた時、イスラエル人をかりたてて、王国創始へと向わせたと考えられ、その機縁となつた事件をわれわ

れは、サムエル記上十一章の伝承から知ることができる。以下この間の事情を伝承に従つて見て行きたい。

(1) Cf. A. Alt: op. cit., S. 11 f.

(二) ペリシテ人の都市国家エクロン、アシドド、アシケロン、ガザ、ガテは、相互の独立性を損うことなく、外部に対する政治目的遂行にあつて互に協力し、軍事行動を共にした。このことは、これまでのパレステイナの都市国家には見られないことであつた。（cf. A. Alt: op. cit., S. 2. Adolphe Lods: Israel, Translated by S. H. Hooke, 1953, P. 349）また彼等は、イスラエル人やカナン人と比較してはるかに優れた武装と組織をもつていた。（ファイファ・旧約聖書緒論、第三巻前の予言者、石田友雄、石田道子訳、一九六二、九九頁参照）従つて、イスラエルは、最初の敗戦の結果、これまでのように、真接脅威を受けた部族、あるいは部族群でこれに対抗し得ないことを知り、連合の名において「聖なる箱」を戦場に運び勝利を得ようとしたものと思われる。（拙稿、前掲書、三七頁参照）

(三) サムエル記上において、サウル王即位の事実を告げる二つの態度をことにする資料が見出される。その一つは、王国に好意をもつ記事であり、他は、敵意をもつものである。第一の資料は、サムエル記上九章一節―十六節、十三章三節（後半）四節（後半）―十五節で、これに、もとは独立に存在していたヤベシの資料（十一章）が組込まれたと考えられる。第二は、八章十章十七節―二十七節までで、士師サムエルが民の王をたてようとする要求に抵抗しながらも屈しミツバでサウルを王としたという伝承である。（cf. J. Bright: A History of Israel, 1959, P. 167）第二の資料は、第一の資料と比較して二次的である。（ファイファ、前掲書、一〇一頁以下参照）また、A・ローは、即位式に関する記事は失われたが、サウルはゲバでペリシテ人に対する反乱をおこし、ミクマシで勝利を取めた後に、ギベアで王とされたという説を唱える。その理由は、ペリシテの支配下にあつたギベアからサウルがヤベシ救援の軍を起すことは、不可能であるというのである。（cf. A. Lods: op. cit., pp. 352ff.）しかし、A・ローの説にも欠陥があり、ただちに従ふことは出来ない。ここでは、最も明瞭にサウル王即位の事実を伝えているものとして、ヤベシの資料をとる。

アンモン人によつて包囲されたヤベシ・ギレアデー東ヨルダンのマナセ部族の地に属す―から派遣された使者の救を求める訴えをききながらも、ペリシテ人の支配下にあつて苦しんでいたギベアの人々が、なすすべを知らず、ただ嘆き悲しんでいた時、それを伝え聞いたサウルに突如神の靈が激しく臨んだ。(V. 6) カリスマ的指導者として、神から召命されたことを自覚したサウルは、連合の伝統的方式に従つて、各部族に従軍を促し、召集された軍を指揮し、アンモン人を急襲し、輝かしい勝利を得、ヤベシ・ギレアデの人々を救つた。士師サムエルは、戦勝後各部族(各部族の長老)をエリコの近くにあるギルガルの聖所に集め、ここでサウルを王とした。

(V. 15. Wayyamelikhu) 民は、サムエルの宣言に讃同した。

さて、以上の主旨を伝えるサムエル記十一章の記事から、われわれは、サウル王即位について、二つの注目すべき事実を指摘するこゝとが出来よう。即ち、その一つは、サウルの公的舞台への出現が、士師時代、連合の非常事態において、その都度、連合神ヤハウェによつて召命されイスラエルを救つたいわゆる大士師、ギデオ⁽¹⁾ン(Jud. 6:34) エフタ(Jud. 11:29)等と同じ型に属するカリスマ的指導者であつたと言ふことである。

その二は、サウル王の即位は、イスラエルにとつて、全く新しい政治体制の出現、しかも、これまでの連合のありかたから見ても、考えられないような新事態の出現であつたと言ふことである。恐らくペリシテ人の支配下で苦しんでいたイスラエル人が、カリスマ的指導者としてのサウルの出現、アンモン人に対する勝利を機縁とし

てサウルを王とし、新制度のもとでペリシテ人からの解放戦争をかちとらうと企図したものと思われる。サウルを王としたことは、これまでのような、一時的偶然的なカリスマ的指導者と、従軍を促されて集つた武装費自己負担を原則とする召集兵力のみでは解放戦争を行なうことが不可能であることを覚り、継続的に軍事を養成しようとし、サウルをして、常備兵力の養成者、指導者として王位に即けたものと推測される。サウル王即位の事実は、M・ノートも主張しているように、イスラエル人の決意にもとづく政治的行為であつたと言ふことが出来るであらう。何故なら、連合神ヤハウェのみイスラエルを救い得るのであり、それ以外の要素、例えば、兵力、装備等によるものではないと言ふ連合の伝統的確信がくずれ、ペリシテ人に対抗し得る、またこれを陵駕する兵力を自からの手によつて養成しようとするイスラエル人が決断したと見ることが出来るからである。勿論、イスラエル人は、彼等の行為が自己の決断にもとづくものであり、それが連合の存立そのものを否定する結果となることを意識しなかつたと思われる。むしろ、彼等は文献(1 Sam. 9:15 ff. 10:1, 11:15)からも読みとれるように、王国の創始は、神の意志であり、神のわざであると考えたようである。またサウルにとつても同様であつたと思われる。彼の召命の記事が物語るように、自己の意志で王となつたのではなく、また専制君主たることを企図したわけでもなく、あくまでもペリシテ人の圧迫からイスラエル人を解放するというのがその目的であつたと思われる。

しかしながら、上述のことから推測し得るように、結果は、神の

直接支配する宗教連合と世俗的王権が支配権をもつ王国とは、その本質上、相互に否定しあうものであつたのである。従つて、サウル王即位の事實は、宗教連合の基盤の上に、これと相矛盾する要素をもつ王国を建設しようとしたことを意味するであらう。即ち、イスラエル人は、古い宗教的伝統の權威をささえて、それと性質をことにする新しい体制の基礎を確立しようとしたと見る事が出来るであらう。

われわれは、サウル王国の特質を以上のような相互に否定しあう二つの要素を内蔵していた点に見出すことが出来るように思われる。また、サウル王の悲劇的結末の原因も、ここに見出されるように思われる。カリスマ的指導者としては、その目的遂行の後には、ギデオンの例のように、神にその支配権を返さねばならない。(Jud. 8: 22, 23) しかしながら、王としては、その国家理性の要求に従つて、新制度の整備、王権の確立をはからねばならない。従つて、サウル王の前途には、甚だ困難な問題がよこたわつていたと言ふことが出来るであらう。こうしたサウル王のもつ内的矛盾の端的なあらわれを、われわれは、サウル王とサムエルの離間を伝える伝承から読みとることが出来るように思われる。伝承に従えば、サウル王の即位に積極的役割を演じたサムエルは、サウル王が、アマレク人との戦において、家畜を含めて一切を滅しつくせという神の命令に背いて、アマレクの王アガグを捕虜とし、戦利品を持帰つたこと(1 Sam. 15: 3 ff.)並びに、戦勝記念碑をたてて、自己の功績(神のではなく)を誇つたこと(1 Sam. 15: 12)を伝え聞いて、今度

は、古き伝統の擁護者として、神の意志として、サウルからカリスマ的資格を剝奪したのである。(1 Sam. 51: 26) 伝承は、このことを、神の霊―かつて、ヤベシ・ギレアデの危機を伝え聞いた時、突如として下つた神の霊―がサウルから離れ、代つて悪霊がヤハウェから下されたと表現している。(1 Sam. 16: 14, 15, 23)

カリスマ的指導者としての資格の喪失は、サウル王にとつて決定的に重大であつたと思われる。何故なら、サウル王は、神の召命を受けたものとして、諸部族の承認を得たのであるから、今や、カリスマ的資格の喪失と共に、王位の正当性及び軍の召集を諸部族に対して要求する権利も失つたことを意味したからである。

サウル王は、その地位をささえていた宗教的基盤を失い、独力で王国の機構整備へと向わねばならなくなつた。しかし、サウル王にとつて、こうした内的諸問題を解決し、王権を確立する時間的余裕がなかつたように思われる。ペリシテ人との間に、まもなく始まつた決戦で、サウル軍は完全に打破られ、王自身もその子等と共にギルボア山で斃れたからである。(Ca. 1000 B. C.)

(一) 拙稿、前掲書、四四頁参照。

(二) Cf. J. Pedersen: Israel, III—IV, 1953, P. 43.

(三) W. F. オールブライトは、王制の出現が突然のものでなく、士師時代のカリスマ的指導者と王制の間に、一代限りのイスラエルの指導者としての職制(nagid)があつたと考えている。彼は、大略以下のように述べる。即ち、イスラエル人の富の増大は、ペリシテ人の脅威と結びついて、一層堅固な政治制度を必要とした。サムエルは、自分の息子をその職につけることによつて、士師の継承を堅固な基盤の上にうちたてようとした。しかし、この努力は、失敗に終つた。しかし、イスラエルの政治的發展における新しい

段階がはじまつたのである。即ち、カリスマ的人物を *nagidh* (一時的でなく、その生涯にわたるイスラエルの指導者) とすることであつた。サムエルは、サウルをこの *nagidh* (1 Sam. 10: 1) に任命したのである。しかし、サムエルが王の代りに一代限りの指導者をおこうとした計画は、失敗に終わった。それは、新しい指導者の就任に対して、ただちに王 (*melek*) という言葉が適用されることになつたからである。W. F. Albright: 'The Biblical Period from Abraham to Ezra, 1963, Pp. 47 f. cf. M. Note: Geschichte Israels, 1954, S. 156.

(Ed) Cf. M. Note: op. cit., S. 158.

(五) 拙稿、前掲書、四四頁参照。

(六) M. Note: op. cit., S. 162.

(七) 戦が聖戦であり、戦勝を与えるのは神であると言う連合の伝統にたつ人々にとつて、サウルの行為は、神を無視する暴挙である。しかし世俗的王としては、敵の王を捕虜として、また戦利品を民に示すことは、民に威信を示すことであり、民の心を得るに必要であらう。また戦利品を得ることは、消耗した軍備を回復するため、またより充実するために必要なことであらう。即ち、世俗的王として当然と考えられる行為も連合の伝統的慣例からは悪に外ならなかつたのである。

(八) サウル王の統治に関し、サムエル記上十三章一節で「サウルは三十歳で王の位につき、二年イスラエルを治めた。」となつてゐる。この記事は、後代の編集者の手になるもので、信憑性を欠いている。(フアイファ、前掲書一二三頁参照)。サウル王統治の期間に対してまだ一致した定説を見ない。しかし、われわれは、この記録が事実上と違つてゐたとしても、その統治期間が、そう長いものでなかつたと考える。cf. M. Note: op. cit., S. 163.

(九) W. F. Albright: op. cit., P. 50.

三

さて、以上のように、イスラエル人の王国創始は、その内的矛盾を解決できず、再びペリシテ人との戦闘に敗れ、その支配下に服さ

ねばならなかつた。彼らのペリシテの軛から解放されんとする願望は、未解決のまま残されることになつた。この願望は、サウル王について王国を建設したユダ人ダビデによつて成就されたのである。

彼は、イスラエルを統一し、ペリシテの軛からイスラエルを解放したにとどまらず、更にシリア、パレスティナ全土―ハマテの入口からエジプトの川に至るまで (Kön. 8: 65) ―を支配する大王国を建設するのに成功した。(cf. 2 Sam. 8: 10 ff., 10: 19, 12: 26 ff.)

しかし、ダビデ王国建設への道は、サウル王のそれとは全く異つてゐた。われわれの見るところ、ダビデは、宗教連合の外にたつて、更には、部族の統制外にあつて、自己の実力と才能を背景として、周到な準備のもとに与えられた機会を最高度に利用しつつ、王国建設に向つたと考えられる。ここで彼の王国建設に至る道を検討しつつ、まずこのことを明らかにして行きたい。

ダビデの公的舞台への出現は、サウル王の従者となつた時から始まる。(1 Sam. 16: 21) 彼は、戦功によつて次第に頭角をあらわしたものの (1 Sam. 18: 14, 30) 万人に愛されたため、⁽ⁱⁱ⁾ サウル王の嫉視にあい、故郷のベツレヘムに逃げ、更にサウル王の追跡をさけて、西ヨルダンの山岳地帯の南部にひきこもり、ここで無頼の徒を集め、その頭目として略奪をこととする生活を行なつた。⁽ⁱⁱⁱ⁾ (1 Sam. 26: 21-23) 部族の統制下をはなれ、独自の生活を行ないつつダビデは、当時南方諸部族と密かに誼を通じていた。^(iv) その後、ダビデは部下と共にペリシテのガテの王アキシに仕え、チクラグを封土として受け、ペリシテの一諸候となつた。(1 Sam. 27: 1 ff.) 彼は、イ

スラエルの仇敵であつたペリシテに仕えながら、一方では、王をあざむいて、忠誠を尽しているようにふるまうと同時に他方では、チクラグ周辺のゲシユル人、ゲゼル人、アマレク人を寇略し、その戦利品の一部を南方諸部族の長老に贈り、その野心をかつていた。

(1 Sam. 30: 26—31) ペリシテ諸王のサウル王攻撃のための進軍に際して、ペリシテの諸侯の一人として、従軍の義務をもつたダビデは、もとサウルの家臣であつた理由により、他のペリシテ王から戦場で裏切るかも知れないという疑を受け、従軍を免かれてチクラグに戻つた。(1 Sam. 29: 4, 6 ff., 30: 1) ダビデは、チクラグでサウル王の惨敗と彼の死を聞き、(2 Sam. 1) 時節の到来を知り、その徒党、家族を含めて、南部山岳地帯の中心地ヘブロンにのぼつた。(2 Sam. 2: 1 ff.) ユダの人々が、そこに來て、ダビデに油を注ぎユダの家の王とした。(2 Sam. 2: 4)

一方、ギルボア山の敗戦後、サウルの將軍アブネルは、サウルの遺子、イシボセテをたて、遠く東ヨルダンのマハナウムで王とし、全イスラエルに支配権のあることを主張し、(2 Sam. 2: 8 ff.) このため、ダビデとの間に屢々戦闘が繰返された。(2 Sam. 3: 1) しかし、アブネルは、暗愚な王イシボセテに見きりをつけ、北方諸部族をダビデの支配下に入れることによつて、全イスラエルを統一しようとしダビデにこのことを申し出た。ダビデは、サウル王の娘ミカルを妻にすることを条件として交渉に応じた。(2 Sam. 3: 12 ff.) アブネルは、ミカルを連れ、ヘブロンに下り、ここでダビデに会い、両者は同盟を結んだ。(2 Sam. 3: 20 ff.) しかし、帰途アブ

ネルは、ダビデの將軍ヨアブに殺され、一時、全イスラエル統一の企は挫折したかに見えた。ダビデは、アブネルの死を悼み盛大な葬儀を行い、アブネル殺害に対する北方諸部族の疑惑を除いた。

(2 Sam. 3: 37) アブネルの死によつて、イシボセテはその勢力を失ひ、家臣によつて殺され、その首がヘブロンに届けられた。ダビデは、この者たちを主君を暗殺した大罪を咎めて殺し、イシボセテを手厚く埋葬し、イシボセテ殺害に関する疑惑を取除いた。(2 Sam. 4) イスラエル諸部族の長老は、ヘブロンに下り、ダビデに油をそそぎ、イスラエルの王とした。(2 Sam. 5: 3) ダビデはここで、イスラエル、ユダ両国の王となり、全イスラエルを統一した。

さて、この事態を見たペリシテ人は、二度にわたつてダビデを攻撃したが、ダビデは、いづれも手兵をもつてこれを打破り、圧倒的勝利を収め、(2 Sam. 5: 17—25) ペリシテ人は、海岸地方に閉じ込められることになり、イスラエル人の多年の願望であつた独立は、ここで達成されることになった。ダビデは、その後、独力でエブス人の都市国家で要害堅固なエルサレムを攻略し、(2 Sam. 5: 6 ff.) こゝを主都として、名実備わるイスラエルの統治者となつた。

(1) Cf. Julius A. Bewer: *The Literature of the Old Testament*, 1955, p. 24.

(二) この時期は、ダビデのその後の生活に対して重要な意味をもつたと思われる。彼の軍人としての性格、傭兵軍の指揮者としての性格は、この時期に形成されたと考えられる。cf. M. Note, op. cit., S. 166. また部族体制の拘束力から離れたことによつて、当時のバレスティナナ状況を客観的に判断すること学んだと考えられる。

(三) ダビデは、この期間に二人の妻を娶つてゐる。一人は、マオンの富裕な

ナバルと言う男の妻であつたアビガイル、他はヘブロンの南東にあるケニ人の地エズレル出身のアヒノアムである。(1 Sam. 25: 42f.) 恐らく、ダビデは、この結婚を通して名望ある家の後援を期待し、それによつて、自己の地位を強化しようとはかつたものであらう。cf. J. Bright: op. cit., P. 173.

(四) M・ノートは、南方六部族—Juda, Kaleb, Obniah, Kain, Jerahmeel—の宗教連合を想定し、その中心がヘブロンにあつたと推定している。M. Note: op. cit., S. 167. J・ブライトは、この説に対してそれが証拠をもたないことを表明してゐる。J. Bright: op. cit., P. 175, fn. 29. しかし、この地が古くから南部諸部族の中心地であつたことは、アブサロムが、父王ダビデに對し、此の地によつて南部諸部族の支援を得、兵をあげたことから十分推測出来る。(cf. 2 Sam. 15: 7ff.) 恐らく、ベリシテの一諸候となり

彼等の兵力、装備を知るダビデにとつて、サウルの敗北は、自明のことであつたと思われる。従つて、ヘブロンへの移動は、かねてから企てられていたものであらう。

(五)「ユダの家」beth yehudah は「ヨセフの家」beth yosef と同じく(拙稿、前掲書三頁参照)。ユダ一部族でなく、他の南方諸部族が含まれていたと考えられる。即ち、ダビデは、ユダ部族の王となつたのでなく、南方諸部族を統一する「ユダの家」の王となつたのである。cf. M. Note: op. cit., S. 168. J. Bright: op. cit., P. 175.

(六) サウルをたてて王としたイスラエル諸部族は、ここで事実上分裂したと見られる。従つて、従来、十二部族の統一名称として使用されて来たイスラエルは、二つの意味で使われることになつた。一つは神ヤハウェに対する信仰告白にでくるように、従来どおり諸部族全体を示す名称として、第二は、政治的にユダ王国に対するイスラエル王国の名称としてである。

(七) イシボセテの家臣は恩賞を期待して主君の首を持参したものと思われる。従つて、この者たちの待遇如何でダビデはイシボセテ殺害のみでなく、アブネル殺害の嫌義をも受けかねなかつたであらう。

(八) ダビデがチクラグからヘブロンに移り、ユダの王となつたことに對するベリシテ人の動向に關し、文獻は沈黙している。恐らく、ベリシテ人は、このことを静観していたと考えられる。その理由は、一、ダビデを依然として

ベリシテの一諸候と見なしていたと考えられること。二、ダビデがユダ王となつたことは、事実上イスラエルの分裂であり、ダビデとイシボセテの戦いは、ベリシテ人にとつてむしろ望むところであつたと推測し得ることである。cf. J. Bright: op. cit., P. 175. しかし、ダビデがイスラエルを統一し、その王となつたことは、中央山岳地帯をその支配下においていたベリシテ人にとつては、明らかに逆行行為であり、彼等の支配権は、ダビデによつて脅かされることになつたのである。ダビデにとつても同様に、イスラエルを統一するためには、ベリシテを撃破しなければならなかつた。

(九) 文獻では、ベリシテ人との決戦の前に、エルサレムを攻略したことになつてゐる。しかし、原資料では、サムエル記下五章十七節は、五章一—三節のすぐあとに続いていたと思われる。五節で、ダビデはヘブロンで七年六ヶ月ユダを治めたとなつてゐる。また二章十節で、イシボセテのイスラエルの治世は二年となつてゐる。若し、此の年数が正確とするならば、ダビデが、ヘブロンでイスラエルを治めた年月は、ほぼ五年間と見ることが出来る。従つて、われわれは、ここから、ダビデがベリシテ軍攻撃の兵をエルサレムからでなくヘブロンから率いて行つたと思える。エルサレム攻略は、その後遂行されたものであらう。cf. M. Note: op. cit., S. 173. Anm. 1. 何故なら、ベリシテ人がイスラエル統一後五年間も、ダビデの行動を見過ごしていたとは考えられないからである。

以上は、ダビデの王位就任、およびイスラエル統一に至るまでの経過を概観したわけであるが、われわれは、ここからサウルの場合と比較して、ダビデの特徴として以下のような事実を指摘することが出来るであらう。

第一、サウル王から逃れた以後のダビデの行動は、イスラエル諸部族の領域外で、宗教連合の伝統に拘束されることなく自由に行われたこと。

第二、彼の軍隊は、サウル王の場合と異なり、彼自身が養成した

職業軍人からなる傭兵隊、即ち、私兵^(二)であり、決して伝統に従つて各部族から召集された軍隊ではなかつたことである。勿論、熱心なヤハウェ崇拜者であるダビデは、自己の戦争をヤハウェのもとで行なわれる聖戦と信じ、神の託宣を受けて行動をおこしたのであるが、その内容は連合時代のそれと全く異なるものであつた。^(三)彼は、この私兵を指揮して、ペリシテ人との決戦に勝利を収め、またエルサレムを攻略したのである。^(四)

第三、彼は、サウルが意図せずして王位についたのとは異なり、王位就任に対して明瞭な意図をもち、その目的達成に向つて計画的に進んだことである。即ち、ペリシテの一諸侯として、アキシ王に忠誠を尽していると見せかけ、その戦闘方式、装備等を知り、他方では、南方諸部族の長老たちに贈物を贈つて将来にそなえていたこと。ヘbronで「ユダの家」の王に就任した後、サウル王、およびその子らの屍をひそかに葬つたヤベシ・ギレアドの人々に、その忠誠を誓め称え、勇気づけたこと。(2 Sam. 2: 4-7) アブネルとの同盟の条件として、既に他家に嫁していたサウル王の娘ミカルを己が妻としたこと。^(五)(2 Sam. 3: 13-16) アブネル、イシボセテ殺害に関して、己に嫌疑のかかることをひたすら恐れ、北方諸部族の疑惑をほらそうと懸命に努力したこと。^(六)これらの事實は、いずれも、イスラエルを統一するためには、諸部族の承認を必要とすることを洞察していたダビデの意図、その計画を如実に物語るものである。

第四、ダビデの王位就任は、南方諸部族、北方諸部族との契約に

もつづいて、ユダ、およびイスラエル両王国の王となつたことである。

第五、ダビデ王国の主都エルサレムは、本来、イスラエル連合とは全然関係のない、しかもダビデ王家の私有地であつたと言ふことである。^(七)

さて、以上の考察から、われわれは、ダビデ王即位に関し、その王国の性格を明瞭に知ることが出来るであらう。即ち、第一、サウル王国と異なり、ダビデ王国は、宗教連合の基盤のうえに成立したものでなく、あくまでも、ダビデ個人の力量と、彼によつて養成された傭兵隊の力を背景として築かれたものであつたと言ふことである。

第二、上述のことにもかかわらず、ダビデ王国は、南、北諸部族とダビデとの契約によつて成立したものであつたということである。即ち、ダビデは、なお部族体制を堅持していた諸部族の長老によつて、王位につけられたのであり、決して、武力によつて諸部族を征服したのになかつた。王位就任のイニシアティブをとつたのは、形式的には、諸部族の長老であつたのである。

(一) 1 Sam. 22: 2, 25: 13, 30: 10 etc.

(二) Cf. 2 Sam. 2: 1, 5: 19, 23. G. V. Rad: Theologie des Alten Testaments, Band 1, 1957, S. 48.

(三) Cf. A. Alt: op. cit., S. 45.

(四) サウル王の娘ミカルとの結婚は、若し、アブネルの計画が失敗に終つたとしても、他日、サウル王の正当の後継者がいなくなつた時ダビデがその後を継ぐ権利をもつことを意味する。cf. M. Noe: op. cit., S. 170. なお、M. ノートは、同頁註一でサウル王存命中ダビデがミカルと結婚したことを

告げるサムエル記上十八・二七は後代のものであり、歴史的に正しくない。サムエル記下三・十四の記事は、この結婚を指唆しているが二次的のものである。十五節のインボセテはアブネルでなければならぬ、との見解を表明している。しかし、ノートの説もそれを証明する十分の根拠をもたないように思われる。しかし、いずれにせよ、ダビデがミカルを要求した意図は明瞭である。

(五) 伝承は、アブネルの死を悼み盛大な葬儀を行ったダビデに関し、明らかに次のように述べている。「その日すべての民およびイスラエルは皆、ネルの子アブネルを殺したのは、王の意志によるものでないことを知った。」(2 Sam. 3: 37)

(六) イスラエル諸部族が、ダビデを王とした場所は、ヘブロンであつた。(2 Sam. 5: 2) ヘブロンは、なるほど南方諸部族にとつては中心地であつたが、しかしイスラエル全体から見るとき、あまりに南方にかたよつていた。またユダの王としてヘブロンに居をかまえることはできてもイスラエル王としてヘブロンに居をかまえることはできなかったであらう。何故なら、ヘブロンにおいてイスラエルを治めることは、北方諸部族にユダの王によつて統治されているという印象を与える結果になるからである。イスラエル諸部族は、ユダの王に統治されることを承認したわけではなく、伝承の語るように、ダビデ自身をイスラエルの王に即位させたのである。また、北方に位置する都市、例えばシケムに居をかまえることは、南方諸部族を考慮するとき、これまた不可能であらう。こうした南、北諸部族間の複雑な関係を考慮する時、特定の部族の領域内に王国の中心地を求めることは、将来に禍根を残すことになる。恐らくダビデはこうした点を洞察して、いずれの領域にも属せず、しかも、南北の境に位置する要害の地、エブス人の都市国家として存続しつつエルサレムに目をつけたものと考えられる。cf. M. Note: op. cit., S. 175. A. Lods: op. cit., P. 361. S. Nystrom: *Beduinatum und Jahuismus*, 1946, S. 89.

四

さて、ダビデ王国がその成立時において、以上のような特徴をもつたとするならば、われわれは、ダビデ王国がサウル王国と同じく相互に相矛盾する要素を内に含んでいたと言わざるを得ない。むしろサウル王国以上の問題を内に藏していたと見る事が出来るように思われる。何故ならば、サウルと異なり連合の宗教的伝統の拘束をうけることなく、自由に己が目的達成のため、終始政治的、軍事的配慮のもとに行動しながらも結局、なお宗教連合の構成要素であり、その伝統的体制を維持していた南、北諸部族から選ばれて王位につけられたからである。

さきにペリシテ人との決戦における敗北の結果「神の箱」が奪われ、その中心聖所であつたシロの神殿も破壊され(本文八六頁参照)イスラエル宗教連合は、それ以後その成立根拠を失つたものと見られる。しかし、二世紀にわたる連合の存続の間に培われたその本質的なものが、それをもつて終りを告げたわけでは勿論ないであらう。連合の構成要素であつた各部族は、連合の宗教的伝統の拘束のもとに、依然として部族体制を堅持し、上述のようにダビデ王即位に関し、その自主権を主張し得たのである。そして、ダビデもこのことを十分承知していたのである。彼の政治的行爲が、すべてこのことに対する配慮から出ていたことは、既に見て来たとおりである。(本文九二頁参照) 伝承は、(2 Sam. 5: 2b) ヘブロンに下つたイスラエルの諸部族の長老が、ダビデを *naghidh* (Leader, Commander) とし、油を注いだことを伝えている。⁽¹⁾ W. F. オールブライトの *naghidh* に対する見解に従うならば(本文六頁註三

参照) イスラエル諸部族は、ダビデに一代限りの指導者としての権限を与えたに止まり、その王朝の永続的支配権を承認したわけではなかったと言ふことが出来る。

しかも、政治的、軍事的見知からイスラエル、ユダ両王国を統治するに絶好の位置を占めていた主都エルサレムは、宗教的、精神的見知からは、過去の伝統と全く無関係の場所であつた。⁽ⁱⁱⁱ⁾ 上述のようにこのエルサレムは、^(iv) もともとカナン人であるエブス人の都市国家であつたのであり、ダビデの居城となつた後、諸部族からこの地への大量の移住者もなかつた。ダビデは、以前から居住していたエブス人のうちに、彼の一族、従者、親衛隊をひきつれて住み、実質的にはエブス人の王の後継者として、都市国家の体裁を存続させることになつたと考えられる。この町は、ダビデ王室の私有地であり、(本文頁二〇参照) 文字どおりの意味で「ダビデの町」(ir dawidh) (2 Sam. 6: 10 etc.) であり、また、その聖所は、元来エブス人の聖所で、そこに行われていた礼拝、儀礼も異教的なものであつた。ダビデは、ユダ、イスラエル両王国のいずれにも属しない、本来宗教連合とは何等の關係をもたないエルサレムから、南、北諸部族を統治することになつたと言ふことが出来る。

(一) W. F. Albright: op. cit., P. 48.

(二) J. プライトは、彼の前掲書一七七頁註三〇で以下のように述べている「われわれは、カリスマが、ダビデの選びにおいて、事実上何等の役割を果していない。サムエル下五・二(ダビデを *nagidh* とする) はダビデの王位を古い伝統的型にもとずいて成立したことを示そうと脚色した架空な作り話であるという A・アルトの説(A・アルト前掲書三七—四二頁、一一九頁)に賛成することは出来ない。ダビデは、ギデオンのような型のカリスマに属さないが、しかし、彼は疑もなく明らかに選ばれたのである。何故なら彼の成功が民をして、彼は、ヤハウェに任命されたものであると確信せしめたからである。彼は、—サウルには出来なかつた—一時期に限定されないカリスマ的資質を発揮したのである」と。われわれは、ダビデがイスラエル諸部族によつて *nagidh* として選ばれたことは間違のない事実と考える。cf. W. F. Albright: op. cit., pp. 47 f.

(iii) Cf. M. Noth: Jerusalem und die israelitische Tradition, Gesammelte Studien zum Alten Testament, 1957, S. 172 f.

(iv) Cf. A. Lods: op. cit., P. 361.

こうした王国成立時の事情を考察するとき、われわれは、ダビデ王国がその当初—王国樹立に至る道程は異つていたとしても—サウル王国と同じく、その王位の正当性、その王朝の永続的統治権を保証する確乎とした基盤を欠いていたことを知るのである。

さて、それでは、ダビデ王国はこの基盤をいかにして獲得することが出来たであろうか。

今、結論を先ばしつて言うならば、われわれは、二つの事実によつてこの問題が解決されたと考える。

即ち、第一、ダビデ王によつてヤハウェの玉座であつた「聖なる箱」が、エルサレムに遷座されたこと。

第二、それまでイスラエル史に見られなかつた全く新しい「神と王との特殊な關係」をあらわす教義が、予言者の口を通して、この国に導入されたことである。

それでは、この二つの事実はダビデ王権確立に対していかなる役割を果したであろうか。

既にふれたように、伝承に従えば、ヤハウェの玉坐であり、イスラエル十二部族を結合する礼拝の対象であつた「聖なる箱」⁽¹⁾は、ペリシテ人に奪われ、其の後ペリシテの地を移動し、最後にキリアテ・ヤリムのギベオン人の家に安置され、長時間（伝承では二〇年）放置されていた。⁽²⁾（1 Sam. 5-7:2）ダビデは、このギベオン人の家から、盛大な儀式を行いつつ、「聖なる箱」をエルサレムに移したのである。（2 Sam. 6）さて、このダビデによつて「聖なる箱」がエルサレムに遷座されたこと、その祭司として、シロの神殿の祭司であつたエリの家系出身者を採用した⁽³⁾（cf. 1 Sam. 22:20ff. 2 Sam. 20:25）しかも、この遷座は、あとでふれるナタンの予言と結びついて、ダビデの独断的行為でなく、ヤハウェ自身の意志、即ち、ヤハウェ自らがエルサレムを己が常住の宮居する場所として選ばれたと受取られたことは、⁽⁴⁾（cf. 1 Sam. 6:7ff. 13ff.）ダビデ王朝及びその主都エルサレムに決定的な意義を与えることになつたのである。即ち、第一、エルサレムは、「聖なる箱」の宮居する場所として、シケム（cf. Jos. 24）⁽⁵⁾から始まり、シロに終る一連の宗教連合の中心聖所の系列に入ることになり、南北諸部族の崇拜を受ける地位を獲得したのである。第二、ダビデによつて、この「聖なる箱」が至聖所として天幕に安置されたことが、沙漠以来の伝統に熱心なヤハウェ崇拜者によつて、イスラエル宗教連合の伝統を真に受けつぐ後継者として受取られることになつた。このことは、

ダビデの神殿建立の企に対して下されたヤハウェの神託が明らかに示しているところである。即ち、ヤハウェは、予言者ナタンの口を

通して次のような神託を下した。

「わたしはイスラエルの人々をエジプトから導き出した日から今日まで家に住まわず天幕をすまいとして歩んできた。（2 Sam. 7:6）『わたしはわたしの民イスラエルを牧することを命じたイスラエルのさばきつかさのひとりに、ひと言でも』どうしてあなたがたはわたしのために香柏の家を建てないのか」と、言つたことがあるであらうか（V. 7）

「わたしはあなたを牧場から羊に従つてゐる所から取つて、わたしの民イスラエルの君（nagidh）と」た。（V. 8）

この神託は、明らかにダビデを沙漠以来の指導者たちの系譜に入れているのである。⁽⁶⁾以上のことから、われわれは、ダビデのこの事業が、ダビデ王国にあたえた意義を明らかに知ることが出来るのである。即ち、この「聖なる箱」のエルサレム遷座は、ダビデ王をして神の召命を受けたイスラエル指導者の系譜に属せしめ、またその王国をして宗教連合の正当な後継者たらしめることになつたのである。

（一）拙稿前掲書二八頁参照。

（二）恐らく、ペリシテ人の支配下で苦しんでいた当時のイスラエル人にとつて、また、ペリシテ人との決戦を前にして、多くの問題をかかえていたサウル王にとつて、破壊されたシロの神殿（cf. Jer. 7:12, 14, 26:6）を修復したり、「聖なる箱」を他の然るべき聖所に移したりする余裕はなかつたと思われる。

（三） Cf. W. F. Albright: op. cit., pp. 49, 51.

（四） Cf. H. J. Kraus: Gottesdienst in Israel, Zweite, völlig neubearbeitete Auflage, 1962, S. 214.

イスラエル史における王権の確立とその特質 宇野

(五) 拙稿前掲書二八頁以下参照。

(六) エルサレムは、サムエル上・六―七章二節迄の聖所伝承との関聯から連合時代の最後の中心聖所シロに結びつくものとなつた。cf. *Ibid.*, p. 213.

(七) Cf. W. McKane: I & II Samuel, *The Torch Bible commentaries*, 1963, pp. 213 f.

さて、以上のように、ダビデは、「聖なる箱」のエルサレム遷座によつて、イスラエル連合の後継者としての地位を獲得し、連合の伝統を受継ぐ者として、ユダ、イスラエル諸部族に対する指導権を得たと見られるのであるが、しかし、このことをもつてなお問題が解決されたわけではなかつた。何故ならば、これまで考察して来たように、宗教連合は、世俗的王権を否定する要素をその内に含んでいたからである。王位の正当性、尊厳性を過去の宗教的伝統に求めることは、当然不可能である。イスラエル人は、元来こうした王位の権威に対する観念をもつていなかったのである。宗教連合と王制とは、本来異質的なものであり、サウル王の悲劇的結末が教えるように、宗教連合の伝統に王制のゆるぎなき基盤を求めることは、不可能であつた。従つて、ダビデ王国が、宗教連合の後継者としての地位を重視すればする程、それは、その内に含む世俗的王権を否定する要素を強くすることを意味したのである。即ち、神に召命されたカリスマ的指導者としての資格が王に対して強調されればされる程、それと共に王制の永続性を否定する要素が強まることになつたのである。これまで王制をもたなかつたイスラエルにおいては、神ヤハウェと王との関係を表わすいかなる観念もなかつたと言うことが出来る。従つて、ダビデが、イスラエル人に対して王制及び王朝

の永続性を主張するためには、イスラエルの主権者、守護者である神ヤハウェとの特別な関係が設定されなければならなかつた。われわれは、こうした観点から、次に述べるサムエル下七章のナタンの予言のイスラエル史において果たした役割と、その歴史的意義を知ることが出来る。何故ならば、予言者ナタンの口を通して告げられたヤハウェの神託が、ダビデ王権の確立のために、明瞭な基盤を与えたと考えられるからである。

「聖なる箱」のエルサレム遷座の後、神殿建立の企をいだいたダビデに対して下されたナタンによる託宣は、まずその企を拒否することを伝え、更に、ダビデに対して以下のような約束を与える。

九節……神は、常にダビデと共にあり、敵に対する勝利を与え、ダビデの名を偉大ならしめよう。

十一節後半……ダビデのために家―王朝―⁽¹⁾を造ろう。

十二節……ダビデの血統によつて、王国を確立させよう。

十四節……父と子の関係を締結しよう。

十六節……王朝と王国を永遠に存続させよう。(cf. Ps. 2:7ff., 89:19ff.)

以上の神託は一、ダビデが、イスラエルの正当な王であること。二、王国が、イスラエル史における士師時代のあとに続く正当な制度であること。三、王国は、ダビデの血統をひく王朝によつて、永遠に統治さるべきこと。四、父(神)と子(ダビデ王及びその後継者)の特別な関係設定。王がイスラエル人に対して、特殊な地位を与えられたことを伝えている。即ち、この神託は、上述のように、

ダビデ王国が、宗教連合の後継者たる地位を得たことを明らかにすると同時に、ダビデをイスラエル人の王として正式に承認し、その王朝の永続性を保証したのである。^(三)

われわれは、このナタンの予言によつて、イスラエル史において、王による統治の正当性がはじめて可能となつたことを知るのである。王国は、この時をもつて、己が意志にもとづいて、旧来の部族組織を改変し、王国の政治的軍事的機構^(四)の新樹立、整備を押し進めて行く基盤を獲得したと見ることが出来る。ヤハウェとダビデの父と子の関係成立は、王をして、これまでのカリスマ的指導者としての地位 (nagidh) でなく、神の意志を此の地上において代行する権限を担う地位にあるものとしたのである。(cf. 2 Sam. 23: 1 f. ps. 89: 4 ff. 2: 7)

(一) Cf. W. McKane: op. cit. Pp. 214 f.

(二) ナタンの予言を伝えるサムエル記下七章は、複雑な文章構成を示し、この文章の成立年代を決定することは、甚だ困難である。R. M. ファイファ (前掲書一八頁) は、この神託を歴代志記者 (Ca. 250 B.C.) より古くそれに先立つ一世紀の間に書かれたものと推定している。しかし、最近の研究はこの伝承が非常に古い時代、恐らくダビデの時代にさかのぼり得る「核」(V. 1-7, 11b, 16, 18-21, 25-29) を中心として形成され、今日の姿をとつたことを明らかにした。即ち、この予言の骨子は既にダビデの時に成立していたと見られるのである。

更に、この章の基本的事項である一、王によつて企てられた神殿建立の計画二、王権の保証に対する神の宣言。三、父と子の関係設定に対する神の宣言等が、実は、エジプト宮廷の儀式文と全く同じであることが発見されたのである。エジプトにおいて、王の名、神性 (神の子としての身分) 統治の委託、永遠に続く支配の約束等を内容とする一神自身が記したとされる一

文章が、即位にあたつて手渡されたのである。恐らく、列王紀十一章十二節の祭司長エホヤダからヨアシ王に手渡された「律法の書 'eduth」は、王位継承の印として手渡されたものと考えられ、その内容も以上のようなものでなかつたかと思われる。また、ソロモンの夢におけるヤハウェの神託 (1 Kion. 3: 4-15) も同様、エジプト宮廷の儀式文のなかに多くの類例が見出せる。cf. G. V. Rad: op. cit. S. 48f. H. J. Kraus: op. cit. S. 212 以上見た所から、われわれは明瞭に、この教義が、宗教連合の伝統から導き出されたものでなく、他から導入されたものであると言ふことが出来る。

(三) 王国の政治的、軍事的諸制度は、ダビデ王によつてはじめられ (cf. 2 Sam. 8: 16-18, 20: 23-26) ソロモン王の時代に完成されたと見られる。特に、部族体制の解体は、ソロモン王によつて強力に押進められたと見られる。ソロモンの事業として大略以下のことがあげられる。一、軍事上要衝な都市 (エルサレム、メギド、ハゾル、ゲゼル等) の要塞化。(1 Kion. 9: 15-19) 二、騎馬、車輛軍の編成、配置。(10: 26) 三、陸上、海上貿易の振興 (10: 13, 14, 22, etc.) 銅山の開発。四、土木建築、特にエルサレムにおける神殿 (完成までに七年) 宮殿 (完成までに十三年) 建築。五、イスラエル領土を十二の行政区にわけ行政官 nishabn の任命。(4: 7) 徴税、徴兵制度。賦役制度 (5: 13) 六、中央官制の整備 (4: 2-6, 8-19) 等である。

ソロモンのこれらの事業、特に本国の領土を行政的に再編成した結果、往時の中央の権威を知らず、政治的義務もなく、ただ連合の危機に際して、参加する宗教的義務のみによつて拘束されていた部族は、その体制が解体され、その独立性を失い、納税、徴兵、賦役の義務をもつ国民となつた。社会的義務は、ヤハウェとの契約によつてでなく国家の意志に制約されることになつたのである。cf. J. Bright: op. cit. P. 205. M. Note: Geschichte Israels, S. 187 ff.

(四) Cf. Y. Kaufmann: The Religion of Israel, Translated and Abridged by Moshe Greenberg, 1961, P. 266.

さて、以上のような独自の意義をもつ「聖なる箱」のエルサレム遷座が、何等かの儀式を伴つて行われたことは疑うことが出来ない

い。文献もこのことを明瞭に伝えている。サムエル記下六章で、「聖なる箱」のエルサレム入城に際して、それがシオンの山に安置される迄、歓呼、舞踏、犠牲奉獻の一連の祭祀的行事が厳肅に繰返されたことが描かれている。二一節の「わたしはまた主の前に踊るであらう」というダビデの言葉は、この祭礼が一定の時期に繰返し行われたことを予想させる。このことは、列王紀八・一以下の、ソロモンによるシオンから新しい神殿への遷座の行進を物語る記事からも予想される⁽¹⁾ところである。またダビデによるこの大祭が「イスラエル全家」(1 Sam. 6:5, 15)の参加を見たこと、ソロモンが上記の行事のために、「……イスラエルの長老たちと、すべての部族のかしらたちと、イスラエルの人々の氏族の長たちを……」召し集めたことから、この遷座の儀式が王国にとつて最も重要な国家的行事として挙行されたのではないかと考えられる。

また、聖所としてエルサレムを神自ら選ばれたことを宣言する神託、ダビデを王とし、ダビデ王朝の永続的統治権を保証する神託——いわゆるダビデの契約 (cf. 2 Sam. 23:5)——が、この祭礼と結びついたことも当然予想される⁽²⁾ところであらう。何故なら、既述のように、エルサレムは、本来宗教連合とは関係のないエブス人の町であり、諸部族の承認を受けて王位についたダビデにとつて、彼等の信任を得るためには、過去の伝統と密接に結びつく必要があつた。「聖なる箱」の安置は、この要請をみたしたのである。しかし、連合の中心聖所を独断で異教の聖所に移す資格を、独立性を維持していた諸部族に対して要求し得る権利をダビデは、もたなかつたと考

えられる。ナタンの予言は、このダビデの事業を、神の意志によるものであることを宣言したのである。従つて、エルサレム入城の祭礼は必然、以上の神託と結びつかねばならず、また逆に、それまでのイスラエル人にとつて、全く未知であつた、王国の存続を根拠づけるこの神託を、ひろく民に周知徹底させるためには、必然、イスラエル全家の参加するこの祭礼に結びつかねばならなかつたと考えられるからである。恐らく、このナタンの口を通して下されたヤハウェの神託——ダビデの契約——は、文書として固定され、王の即位式には勿論、また定期的に繰返されたこの国家的祭礼を通して確認され、更に強化されていつたと推測されるのである。(cf. II Kön. 8:26)

また、ダビデの大偉業の成就、ソロモンの富と、豪華な神殿、宮殿とを含む大土木建築事業に裏づけられて、この「ダビデの契約」が、すぐその前までベリシテ人の圧制下で苦しみ、今は逆に大王国の国民として支配者の地位を享受することになった当時のイスラエル人、特に、ユダ王国の人々のうちに、こうした祭礼を通して浸透していつたことも十分推測し得るところである。

このように、繰返し行われた祭礼のうちで確認され、強化されていつた「ダビデの契約」(cf. 2 Sam. 23:5)が、この王朝の永続的統治権確立に果たした役割を、われわれは、分裂後のイスラエル王国のそれと比較するとき明らかに知ることが出来る。

ソロモン王の没後、イスラエル諸部族は、ソロモンの子レハベアム (Ca. 922-915 B. C.)⁽³⁾を王とする契約を締結すべく、この王をかつての連合の中心聖所にまねき (cf. II Kön. 12:1) その条件として

重税、賦役^(五)の軽減を申し出た。(V. 4) しかし、レハベアムは、これを拒否し、(V. 13, 14) ために、彼等は、ダビデ王朝から離れ、エフライム人ヤラベアムをたてて王とした。(Ca. 922B.C.) (V. 20) ここで、ダビデ、ソロモンと同一の王をいただいていた両王国は完全に分裂したのである。

イスラエル王国の王朝は、ダビデ王朝のように、その永続的統治権を主張し得る宗教的精神的基盤を持つことが出来なかつた。イスラエル王国は、「聖なる箱」の安置されているエルサレムに匹敵する聖所をもつことも出来ず (cf. Ikön. 12: 26 f.)、ダビデ契約のような王朝の統治権を保証する宗教的基盤を得ることも出来なかつた。イスラエル諸部族の長老は、往時のカリスマ的指導者の理念にもとづいて、ヤラベアムを王としたのである。このことは、ダビデ王朝を拒否した以上、彼等には王を選ぶ基準を他に求めることが出来なかつたことを物語るものと言える。しかし、往時のカリスマ的指導者の原理が採用されたことは、イスラエル王国のその後の運命を決定的に規定することになった。即ち、ヤラベアム王が、ヤハウェの予言者アヒヤによつて予言されたように (Ikön. 11: 9 ff.) 王は、あらかじめ予言者によつて、ヤハウェの名において王たる資格を認定されねばならなかつたのである。この考え方に従えば、王位は、世襲を原則とするものでなく、後継者は、そのカリスマ的資格を喪失したと見なされたとき、何時でも、他のカリスマ的資格を得たものにとつて代られるのである。(例えば、エヒウの革命—2 Kön. 9) ここに、われわれは、イスラエル王国の王朝交代の激しかつた

原因を見出すことが出来るのである。(約二世紀間 Ca. 922—721 B.C. に九王朝の交代を見た。)

以上のようなイスラエル王国に対して、ユダ王国では、ダビデ王朝の統治権に対する疑問は、一度も起らなかつた。ダビデ王に与えられたヤハウェの約束は真実なものとして受取られ、民のダビデ王家に対する信頼と忠誠は、その滅亡に至る迄 (587 B.C.) 変らず、特別な原因によつて混乱^(六)が起きたときでも、それは、宮廷内の出来事にとどまり、ダビデ王朝の王権そのものが問題となることはなかつたのである。^(七)

(一) この祭礼は、年毎に行われたと考えられる。列王紀上八・一以下の記事で、「聖なる箱」遷座のため、ソロモンに召集された「イスラエル人は、皆エタニムの月すなわち七月の祭にソロモン王のもとに集つた」(V. 2) と記されている。エタニムの月は、イスラエル人の三大節の一つである「仮庵の祭」が行われる月である。(cf. Lev. 23: 34—43, Num. 29: 12—40) H. J. Kraus は、この祝祭が仮庵の祭の最初の日に举行されたと推定している。H. J. Kraus: op. cit., S. 217 f.

(二) Cf. ibid., S. 215 ff.

(三) Cf. S. Mowinkel: He that cometh, Translated by G. W. Anderson, 1959, pp. 63 ff.

モーヴィンケルは即位式の次第を以下のように描写している。ヤハウェ神殿内で举行される主行事を行なう為に必要な儀式を終えて後「王位継承者は神殿と祭壇の間にならんでいる親衛隊 (2 Kön. 11: 11) の前を祭司を先導として進み、国民の見まもるなかに高壇に登る。(2 Kön. 11: 14, 2 Chr. 34: 31) 恐らく、この時予言者が、王の選びとその正統性を宣言する神託 (Ps. 110) を述べ、祭司が王冠をのせ、神の約束と王の大権を根拠づける印 (2 Kön. 11: 12 eduth) を手渡し油を注ぐ。聖衣を著飾した王 (cf. Num. 23: 21) が高壇にたつとき、国民は、王に対して臣下たる自分を誓う行事を行なう。ラッパが鳴り、国民は手をたたき王万才を唱する。(1 Sam

イスラエル史における王権の確立とその特質 宇野

10: 24, 2 Sam. 15: 10 1 Kön. 1: 39, 2 Kön. 9: 13, 11: 12) 犠牲が捧げられ、聖餐が祝される。(注油の前後) 次に大祭の他の主行事が行なわれる。即ち、聖所から王宮に至る行進が殿前裡にはじまる。ファンファーレと舞踏が続く。王は宮殿の高壇にのぼり、世界の頂上、ヤハウェの右手を象徴する王座に坐り、王職に就任したことを宣言する。そして、親衛隊および民の祝賀を受ける。(1 Kön. 1: 47)

(四) The Westminster Historical Atlas to the Bible, P. 15. 以下の王位の年代は、この書の年表による。

(五) イスラエル人が賦役義務に服したか、どうかという問題に対して、伝承の伝えるところは明確でない。列王紀上五・一二では、ソロモン王は、イスラエルの全地から強制的に労働者を徴募したと述べ、九・一五以下では、徴募の対象は、イスラエル人でなく、カナン諸都市に居住するイスラエル人以外の住民としている。M・ノートは、その著上掲イスラエル史一九三頁以下で、士師記一・二七以下の記事との関聯から、この九・一五以下の記事を正しいとし、更に一九四頁の註一で、レハバームに対するイスラエル諸部族の条件のうちにある「ソロモンのきびしい使役とくびき」は、恐らく、ソロモンの課税をさしているものと思われ、賦役義務ではなかったと主張している。これに対して、J・プライトは、上掲書二〇一頁および註八でノートの見解に次のような観点から反対している。一見したところ確かに、上記の個所は矛盾しているように見えるが、ソロモンのアラバ銅山の開発、その他の土木建築事業は、多数の人力を必要とし、ソロモンの奴隸およびカナン人の強制労働だけでは不足であつたと考えられ、従つて、五・一三以下の記事が正しく、イスラエル人も賦役義務に服したと主張する。ここではJ・プライトの解釈に従つた。

(六) 例えば、ダビデ王晩年の王位継承問題 (cf. 2 Sam. 15—18, 1 Kön. 1) アタリヤの事件 (2 Kön. 11)

(七) Cf. G. V. Rad: op. cit., S. 50 f. W. F. Albright: op. cit., P. 48. M. Noth: Geschichte Israels, S. 208 ff.

五

さて、われわれが本論文の冒頭に掲げたイスラエル史における、王権確立に関する問は、以上の論述によつてほぼ明らかにされたように思われる。

即ち、一、「聖なる箱」をエルサレムに遷座し、それと共に過去の宗教的伝統を受入れ、王国をして宗教連合の真の後継者たらしめることによつて、イスラエル諸部族の信任を得たこと。

二、他方、エジプトの宮廷神学にその典型を見出せる(本文九七頁註三参照) 神と王との特殊な関係を示す教義を「神とダビデの契約」という形で導入することによつて王制の正当性、王朝の永続的統治権を主張し得る根拠を得たということが出来るであらう。

また、この二つの要素がこの王国の存続に果たした役割も分裂後のイスラエル王国との比較考察から明らかにされたように思われる。

ダビデ王国は、今や神の意志を此の地上において代行する権限を与えられたものとして、諸部族の承認をあらかじめ得ることなく、その国家目的を遂行することが出来ることになつた。さて、それでは、その国家目的の遂行の途上において、上述の二つの要素が如何なる関係を示したであらうか。この二つの要素は「聖なる箱」のエルサレム遷座の国家的祭礼において、相互に相補いつつ、ダビデ王制の正当性を保証する役割を果たしたのであるが、その後の実際の政治的、軍事的諸制度樹立の経過において、それはどのようにあらわれたであらうか。

既述のように(本文九七頁註三参照) 王国の諸制度は、ソロモンによつて完成されたと見られるのであるが、それは当時のオリエント

諸国家と本質的に異なるところはなかつた。賦役制度、徴税制度、徴兵制度、十二の行政区画、これらを統轄する官僚制度、戦軍軍を主力とする職業軍人からなる傭兵隊、国力及び徴兵軍を算定するための国勢調査、諸外国に対する外交政策、これらは、ソロモンによつて整備された政治的、軍事的諸制度であり、政策であつた。⁽ⁱⁱⁱ⁾この王国諸制度の整備によつて、ダビデの時代なお己が領域内で独立自治の体制を維持していた諸部族は、徴税、徴兵、賦役の単位としての行政区画のうちに解体され、往時の独立性を失うことになり、更に、カナン人の都市国家が解体され、行政区画のうちに編入されたことによつて、これまでの部族領域の境界が除去され、次第に、都市が政治、経済の中心として有力な氏族の都市集中を促すことになつた。これがため、カナン人とイスラエル人との混交が一層促進され、カナン人の異教的儀礼がイスラエル人の生活のうちにひろまることになつたのである。

以上の簡単な考察からも明らかなように、「ダビデの契約」に基盤をもち、ヤハウェの意志を此の地上において代行すべきこの王国は、そのはじめ契約団体として成立したイスラエル人にとつて、嫌悪すべきエジプトの制度 (cf. Ex. 1:11, 6:5, 13:3 etc.) と本質的になんら異なるところのない東洋的専制君主制度、賦役王国に外ならなかつたと言ふことが出来る。^(iv)しかも更に、ソロモンの平和外交政策は、異国の多くの王女を後宮に入れる結果となり、そこから異教礼拝が、エルサレムでも行なわれることになつた。(1 Kön. 11:1 ff.) 当時の国際慣例上、他国に輿入した王女は、その国においても

自国の神礼拝を行なうことが許されていた。^(v)(cf. 2 Kön. 16:31 ff.) 従つて、この観点から見ると、エルサレムの神殿で、異教礼拝が行なわれたことは、特に不思議なことではなかつた。エルサレムが、イスラエル人の中心聖所の所在地であると同時に、ダビデ王室の所有地であつたことは、既にふれたとおりであるが、ソロモンによつて建立された神殿もこの都市と同じく、イスラエル全家の神殿であると同時に、王室の財産であるという二重の性格をもつていたのである。そして、神殿に奉仕する祭司、予言者は、いずれも王室の給与を受ける宮廷祭司、宮廷予言者でもあつた。従つて、王の外交政策の結果、この神殿に異教礼拝が行なわれることになつたことは、この神殿が王室の所有である限りにおいては、特に問題となるものではなかつたであらう。しかし、「もろもろの部族、すなわち主の部族がそこに上つて来て主のみ名に感謝することは、イスラエルのおきてである。」(Ps. 122:4) の言葉が明瞭に伝えているように、この神殿は、「聖なる箱」の安置されているイスラエル人の全家の中心聖所であり、過去の宗教的伝統が、そこに生き続けている筈のものであつた。こうした宗教連合の伝統に生きるイスラエル人にとつて、イスラエルの救済、繁栄は、シナイ契約 (cf. Ex. 24) の教えるように、この神のみに礼拝をささげることが、絶対の条件であつたと言へる。このことは、またヨシュア記二四章のシケムにおける連合会議の明瞭に伝えているところでもある。^(vi)こうした人々にとつて、ヤハウェの神殿で異教の神礼拝が行なわれていることは、堪え難いことであり、神の怒りをまねき、その罰に値することに外な

イスラエル史における王権の確立とその特質 宇野

らなかつたのである。伝承は、イスラエル王国の分離の原因を、ソロモンの異教礼拝に帰している。(1 Kön. 11: 9 ff.)

このように見てくるとき、諸外国に対する外交政策上、国家の存続が必然異国の神礼拝を将来する結果となつたとするならば、既述の、ダビデ王権確立のために、一見相補いつつ重大な役割を果したと見られる二つの要素も、その本質においては、相互に相反撥し合うものであつたと言ふことが出来るであらう。このように見る時、イスラエル人の救済とその繁栄を告げるシナイ契約—宗教連合の成立根拠であり、宗教的伝統の源泉であつたシナイ契約—と、ダビデ契約—王国によるイスラエル人の輝かしい未来を告げる—とは、同一の神ヤハウェが、イスラエル人に与えた相互に矛盾する約束であつたと言わざるを得ないであらう。

勿論、この矛盾は、熱心なヤハウィストとして、過去の宗教的伝統を自らも弁えそれと結びつきながら、ヤハウェの神託を求めつつ、国家体制の確立に邁進したダビデの時代には問題とならなかつた。しかし、ソロモン王による賦役国家としての体制確立後、当時のオリエントの世界史の潮流に棹差す一国家として、その存立維持をはかり、それ自身の目的実現を追求した時、この矛盾は、表面にあらわれて来ざるを得なかつた。われわれは、この二つの要素の相反撥する様相をユダ王国の具体的な歴史的推移のうちに、記述予言者の予言、史料編纂者の態度のうちに読みとることが出来るのである。

(1) Cf. H. J. Kraus: op. cit., S. 220 ff.

(1) Cf. M. Weber: Das Antike Judentum, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, III, 1921, S. 108 f.

(2) Cf. J. Bright: op. cit., P. 205.

(3) Cf. M. Weber: op. cit., S. 120. S. Mowinkel: op. cit., P. 60. S. Nystoröm: op. cit., S. 79 ff.

(4) Cf. A. Lods: op. cit., P. 401.

(5) 拙稿前掲書二八頁以下、三九頁以下参照。

(6) 例えば、イスラエル王国では、アハブ王 (ca. 860—850 B.C.) とツロの王エテバル (ca. 880—850) の娘イゼベルとの結婚 (1 Kön. 16: 31) は、バアル礼拝を宮廷に引入れ、これが、オムリ王朝の滅亡の重要な原因となつた。(cf. 2 Kön. 9) また、ユダ王国がアッシリアに対して、従属関係を結んだ時、エルサレム宮殿でアッシリアの神礼拝が行なわれた。例えば、アハズ王 (ca. 750—715) は、アッシリアの王テグラテビルセルに服し、その忠誠をあらわすために、アッシリアの祭壇と同型の祭壇をエルサレムの神殿に造り、アッシリアの神に礼拝をささげた。(2 Kön. 16: 10 ff.) これも古代オリエントに行なわれていた、支配国と従属国の慣例であつた。cf. M. Noth: op. cit., S. 240.

(7) 一例をあげれば、サムエル上第二章でダビデによつて行なわれた国勢調査が伝えられている。一節では、神がダビデに国勢調査を命じたことになつており、十五節以下では、当時おこつた疫病の原因をこの国勢調査に帰している。われわれは、この不明瞭な伝承のうちに二つの態度を読みとることが出来る。一つは、「ダビデ契約」のもとに、国家目的遂行のための国勢調査が神から出ているものとする考えであり、他は、宗教連合の聖戦の考え方 (ヤハウェのみ勝利を与え得る) にたつものである。なお本文八六頁註三参照。予言者は、王、貴族に対して激しく敵対したのであるが、ダビデ王朝の正当性を否認したわけではなかつた。賦役王国としての諸制度、止むを得ざる異国神礼拝が攻撃されたのである。特に、エジプトとの同盟は、イザヤ書二八・一八におけるように黄泉の国との同盟として嫌悪された。cf. Mt. 4: 1 ff., Jes. 2: 2 ff., 11: 3, 10, Jer. 21: 12 etc. M. Weber: op. cit., S. 291. なお、予言者に関しては、項を改めて論じたいと思ふ。

さて、以上の考察から、ユダ王国においてその王権を保証する基盤となつた「ダビデ契約」と宗教連合の存立基盤であつた「シナイ契約」とが統一融合されることなく、たとえその果たした役割に比重の軽重があつたとしても、王国成立から滅亡に至る迄、並存していたと考えざるを得ないのである。そして、まさしく、ここに、われわれは、この王国の特質を認めることが出来るように思われる。即ち、この二つの要素が、一方では既述のように相補いつつ、王制の正当性、永続性を保証しながら、他方において、歴史的経過を通して相反撥しあうことによつて、この王朝にそれ以上のものを与えることにならなかつたと言うことである。この点立入つて、敷衍しなければならぬ。

古代オリエントの諸国家において、王制は古来から存続した一つの神的秩序であり、不変の体制であつた。それは多く神話によつて裏づけられ、王は、神聖を保有するものであつた。例えば、エジプトの多くのテキストでは、Pharaoh は単に神 (neter) または、善神 (neter neter) と呼ばれ、国民から超自然的力をもつ存在であると信ぜられた⁽¹⁾。また、アッシリア、バビロニアの王も同様、文字通りの意味で、神の子、あるいは神の兄弟と信ぜられていたのである⁽²⁾。彼等は、神の化身であり、神の血統をひくものであつた。従つて、王の意志は即神の意志に外ならず、その命令は絶対的權威をもつたのである。

しかし、イスラエル人にとつて王国は、はじめから存在する神的秩序ではなく、二世紀に亘る宗教連合の後に生成した一つの制度、

一つの政治機構に過ぎなかつたのである。イスラエルの神ヤハウェの絶大な權威は、既にゆるぎなく、この神を見ることは、死を意味したのである。(Ex 33:20) シナイの伝承はまさしくこのことを伝えていたのである。従つて、この考え方にたつ限り、王を神として崇拜する觀念、王制を永遠に続く神的秩序とする觀念はもつことが出来なかつたと言える。ダビデの契約は、父 (ヤハウェ) と子 (ダビデ王朝) の關係を設定しており、また、「おまえはわたしの子だ。きよう、わたしはおまえを生んだ」(Ps. 2:7 cf. 87:27) という言葉にもかかわらず、それは、エジプトにおけるような血統關係としてでなく、單に比喩的な意味に用いられるに止まつた⁽³⁾。勿論、この關係設定は、王に超人としての資格を附与する可能性を含んでいたことは間違ないであらう。われわれは、後代、このダビデの契約が終末思想と結びついて、メシアがダビデの苗裔から出るという信仰を生んだことを見るのであるが、現実の歴史において、王は神性を保有することは出来なかつたのである⁽⁴⁾。

王国の存続は、徹底的家父長的文化段階にとどまつていた部族体制を解体し、イスラエル人を宗教的超個人的秩序、氏族生活の超個人的秩序の鉄鎖から解放していつたのであるが、彼等は、今や新しく国民として、新しい目で自己自身、及び共同体を眺め、その今日の姿を、シナイ契約にその源を発するヤハウェによる救済史と解したのである⁽⁵⁾。こうした人々にとつて、王国の出現は、イスラエルの歴史的経過において神の導によつて成立したものに外ならなかつた。彼らは、むしろ、王国の出現をとおして、歴史に働く神の業を見て

いたと言える。即ち、王国成立以前士師時代において、屢々カリスマ的指導者を召命し、彼らを導き、敵を彼らの手に渡し、イスラエルを救ったヤハウェが、ダビデを興し、彼と共にあり、彼を導き、王国を建設せしめた。ダビデの偉業はヤハウェの業に外ならず、その点でのみダビデ王国の出現は、正当であつた。従つて、ダビデ及びその王朝の統治の正当性に関して、疑問の余地はなかつたとしても、「彼が罪を犯すなら、わたしは人のつえと人の子のむちをもつて彼を懲す」(2 Sam. 7: 14)「その道を慎んでわたしの前に歩むならばおまえにはイスラエルの位に座する人がわたしの前に欠けることはないであろう」(1 Kōr. 8: 35)という神託に明瞭にあらわれているように、ダビデの血統であること、王となつたということ自体が父と子の関係設定に十分の条件ではなかつたのである。

以上のように、「ダビデの契約」は、この王朝の歴史に果した偉大な役割にもかかわらず、上述のように宗教連合の本質的要素は止揚されず、この王朝に決してエジプト、バビロニアの諸国家に見られたような「神性」を与えなかつたのである。

この二つの要素が、相反撥しつつ、歴史を通して、宗教史上独自の発展をとげて行くことは、また項を改めて論じたいと思う。しかし、ここでお、ひとこと附言しておかなければならない。

われわれはシナイ契約に源を発するイスラエル宗教連合の諸伝統は、王国分裂後 (Ca. 922 B.C.) イスラエル王国で保存され、ユダ王国ではダビデ契約の背後に完全に退いて了つたという²⁾、ロストの見解に従うことは出来ない。また、J・ブライトは、ヨシヤ王

(Ca. 640—609 B.C.) が、エルサレム神殿を改修したとき発見され、この王の改革を促したと言われる (2 Kōr. 22: 3—23: 24) いわゆる申命記律法を、イスラエル王国の滅亡後 (721 B.C.) ユダのヒゼキヤ王 (Ca. 715—687 B.C.) からヨシヤ王に至る間に、北のイスラエルからユダ王国に入つて来たものであると言つて³⁾いる。若し、これもユダ王国で宗教連合の律法が保存されていなかつたと言ふ意味であるとすれば、われわれはこれに従うことは出来ない。

これまでの論述から明らかなように、われわれは、連合時代に培われた宗教的伝統、律法等は、エルサレムに保存されたと考える。ダビデが、連合時代の指導者の後継者として、士師が携わつていた律法業務に従事したことは十分考えられる。王が裁判を行なつたことは、イスラエル諸部族から王にさばきを求めて人が来たことを告げるサムエル上十五章一—六節の記事、ソロモン王の造つた「審判の広間」(1 Kōr. 7: 7) エルサレムに巡礼することが、イスラエルのおきてであることを告げる詩篇一二二が、つづいて「そこにさばきの座、ダビデの家の王座が設けられてあつた」(V. 6) と言つていること等々から明らかであろう。この「さばき」に連合時代からの律法が含まれていたことは、「主を恐れることを楽しみとし、その目の見るところによつて、さばきをなさず、その耳の聞くところによつて定めをなさず」(Jes. 11: 3)「律法 Torah はシナイから出主の言葉 adhabhar—YHWH はエルサレムから出る」(Jes. 2: 3, Mi. 4: 2) 等のダビデ王朝、エルサレムに対する予言者イザヤ、ミカの言葉、また北王国について予言したアモスの「主はシオンからは

え、エルサレムから声を出される」(Am. 1:2) という言葉から十分推測できる。⁽¹⁰⁾ 恐らく、王は、実際の「さばき」において、かつて士師の職務に含まれていたように、こうした古来からの律法を解釈し、新事態に適応させる業務を司つたと考えられ、⁽¹¹⁾ また責任あるものとして受取られていたと思われる。エレミヤの「ダビデの家よ、朝ごとに正しいさばきを行ない、物を奪われた人をしえたげる者の手から救え」(Jer. 21:12) の言葉は、このことを物語っているものと思われる。また、父アハズ (Ca. 735—715 B.C.) のアッシリアに対する従属政策をすてて、独立をはかつたヒゼキア王の改革は、シナイ契約において最も重要な規定であるヤハウェのみを礼拝するということを実現するために異教的儀礼一切をエルサレムから追放することからはじめられているのである。⁽¹²⁾ (2Kön. 18:1ff.)

以上のように見てくる時、われわれは、「ダビデ契約」が、祭祀を通して強化された結果、たとえシナイ契約および連合時代の伝統が表面にあらわれなかつた時があつたとしても、潜在的に常に存在し、上述のように王制のあり方を徹底的に規定したと考えるのである。

- (1) Cf. H. Frankfort: *Kingship and the Gods*, 1958, P. 36. E. O. James: *History of Religion*, 1960, PP. 34 ff. A. C. Bouquet: *Sacred Books of the World*, 1962, P. 62.
- (11) Cf. Y. Kaufmann: *The Religion of Israel*, 1961, P. 266.
- (12) Cf. *ibid.*, P. 266.
- (13) Cf. M. Noth: *Gott, König, Volk in Alten Testament*, *Gesammelte Studien zum Alten Testament*, 1957, S. 224.
- (14) Cf. S. Mowinkel: *op. cit.*, PP. 69, 76. H. Frankfort: *op. cit.*, P.

314. Y. Kaufmann: *op. cit.*, P. 266.

(六) ダビデ興隆物語、ダビデ晩年の王位継承問題の記者、ヤハウイスト伝承の成立は、こうしたイスラエル人を前提している。

(八) Cf. H. J. Kraus: *op. cit.*, S. 223. (L. Rost: *Sinai und Davidbund*, *Theologische Literaturzeitung*, 72 (1947) PP. 129 ff.)

(九) Cf. J. Bright: *op. cit.*, P. 301.

(一〇) Cf. *Jes.* 16:5, *Ps.* 50, 72:11. H. J. Kraus: *op. cit.*, S. 220 ff.

(一一) 拙稿前掲書三四頁参照。

(一二) Cf. H. J. Kraus: *op. cit.*, S. 223 ff.